

平成29年 第5回 当別町教育委員会定例会議事録

日 時 平成29年4月19日（水） 午後4時00分
 場 所 役場3階 中会議室
 出席者 本庄教育長、武岡教育長職務代理者、白井委員、寺田委員、小林委員
 出席職員 山崎教育部長、北村管理課長、小出社会教育課長、須藤子ども未来課長、村上管理課主幹、有澤管理課主幹、水谷管理課主幹、小川社会教育課主幹、三浦社会教育課主幹、高島学校教育係長、高田学校教育係主査、米内学校教育係主査、櫻田一貫教育係長、寺島子ども係長、榮木子育てサポート係長
 傍聴者 0名

| | |
|----------------------------|--|
| <p>【開会の宣言】 本庄教育長</p> | <p>ただ今、委員全員出席しておりますので、これより平成29年第5回当別町教育委員会定例会を開催致します。</p> |
| <p>【議事日程】 本庄教育長</p> | <p>日程につきましては、各委員に配付しています日程表により議事に入ります。</p> |
| <p>【日程第1】 本庄教育長</p> | <p>日程第1、報告第1号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。</p> |
| <p>教育部長</p> | <p>(提案の説明) ただ今、議題となりました報告第1号、第4次当別町生涯学習推進計画の中間評価につきまして、提案の説明を申し上げます。 本計画の中間評価(案)につきましては、平成29年第4回当別町教育委員会定例会で、既に協議及び了承を得ているところでありますが、平成29年4月14日付け「当別町社会教育委員会」におきまして決定しましたので、委員会に報告するものであります。 よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。 なお、詳細につきまして、社会教育課長より説明します。</p> |
| <p>教育長 社会教育課長</p> | <p>社会教育課長 第4次当別町生涯学習推進計画の中間評価についてご説明申し上げます。 4月14日までに教育委員の皆様へ意見照会の集約期間を設けておりましたが、感想及び内容確認に関する質問が1件ございました。しかし、中間評価の記載内容変更にかかる意見はなかったことから、4月14日付</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>け社会教育委員会書面会議により第4次当別町生涯学習推進計画の中間評価が原案のとおり決定しましたので、報告するものであります。</p> <p>なお、感想の中には、これから策定する生涯学習推進計画で検討すべき内容もあり、第5次計画策定時には、教育委員の皆様の意見集約をする機会を設けたいと考えておりますので併せてご報告いたします。</p> |
| 教育長 | <p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。</p> |
| 武岡委員 | <p>中間報告ということですから、意見を聞き入れて下さるところは、聞き入れていただいているということになると思いますが、現時点で出された内容について社会教育課としての考え方があれば、教えていただければと思います。</p> |
| 社会教育課長 | <p>評価の内容については、現在進めている事業について一定の評価をいただいたところと認識しております。今後は、期待のかかっている事業については、拡大し推進していきたいと考えております。また、高校生からの評価検証について、事業参画という部分では、評価内容が精査されていないというご指摘もあり、もう少し当別町内の高校生の興味を惹くような事業内容について評価検証できるような制度設計を考えたいと考えております。</p> |
| 教育長 | <p>他になければ、質疑を打ち切り、報告第1号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第1号は原案のとおり承認致しました。</p> |
| 【日程第2】 教育長 | <p>日程第2、報告第2号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p> |
| 教育部長 | <p>（提案の説明）</p> <p>ただ今、議題となりました報告第2号当別町保育に関する条例並びに子ども・子育て支援法及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>本規則の改定につきましては、平成29年第4回当別町教育委員会定例会で、既に協議及び了承を得ているところでありますが、平成29年3月30日付けで制定されましたので、委員会に報告するものであります。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p> |
| 教育長 | <p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第2号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第2号は原案のと おり承認致しました。</p> |
| 【日程第3】 教育長 | <p>日程第3、報告第3号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。</p> |
| 教育部長 | <p>(提案の説明) ただ今、議題となりました報告第3号臨時代理の報告につきまして、提 案の説明を申し上げます。 当別町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則制定について、で ありますが、管理課内の係名の名称変更、並びに社会教育課内の係名の名 称変更及び分掌事務の変更をするため、当別町教育委員会行政組織規則の 一部を改正することについて臨時に代理したので、委員会に報告するもの であります。 よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。 なお、詳細につきまして、管理課長から説明いたします。</p> |
| 教育長 管理課長 | <p>管理課長 ご説明申し上げます。 議案書では、2頁から3頁まで、別冊では、1頁から4頁までの行政組 織規則の新旧対照表をご高覧願います。 このたびの規則改正につきましては、平成29年第1回当別町議会定例 会後に、町長部局との調整により、教育委員会事務局管理課の「一貫教育 推進係」を「一貫教育係」に係名の名称変更を行なっております。 また、社会教育課の「社会教育係」、「スポーツ振興係」及び「町史編 纂係」を、「生涯学習係」及び「文化財・町史編纂係」に、係名の名称変 更を行ない、併せて、「スポーツ振興係」の廃止に伴いまして、分掌事務 の変更を行なったことから、本規則の改正につきまして、臨時に代理をい たしましたので、委員会に報告するものでございます。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| | <p>以上です。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第3号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第3号は原案のと おり承認致しました。</p> |
| <p>【日程第4】 教育長</p> | <p>日程第4、報告第4号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。</p> |
| <p>教育部長</p> | <p>(提案の説明) ただ今、議題となりました報告第4号臨時代理等の報告につきまして、 提案の説明を申し上げます。 当別町障がい児保育事業実施規則の一部を改正する規則制定に係る協 議案についてであります。町長部局の組織改編に係る課名等の名称変更 に伴う「障がい児保育検討委員会委員」の所属名称の変更等をするため、 障がい児保育事業実施規則の一部を改正する規則制定の一部を改正する ことについて臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。 よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。 なお、詳細につきましては、子ども未来課長より説明いたします。</p> |
| <p>教育長 子ども未来課長</p> | <p>子ども未来課長 それでは私の方から詳細について説明いたします。 今回の規則改正及び規則改正に伴う臨時代理の報告については、議案書 の7ページから10ページとなっております。また、改正の内容は、別冊4 ページの新旧対照表をご高覧願います。 この度の当別町障がい児保育事業実施規則の一部を改正する規則の改 正内容につきましては、役場組織改編にかかる課名変更等の組織名称の変 更に伴うものとなります。具体的には、幼稚園や保育園での障がい児保 育の可否を審議する障がい児保育検討委員会を構成する委員の所属名称 が変更となり、福祉部局の福祉課障がいサービス係が介護課障がい支援係 に保健課保健医療係が保健福祉課保健医療係に変更となったことに併せ て、義務教育への接続を見据え、検討委員に管理課学校教育係担当職員を 加えようとするものであります。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>規則の改正につきましては、本来であれば、教育委員会にて協議案として事前にご協議をいただいた後、規則制定し、その後の教育委員会において制定報告をする流れとなっているところでございますが、前回教育委員会定例会後の役場組織改編があったため、協議案については、3月27日に臨時に代理し、3月30日付けで規則改正となりましたので、今回臨時代理の報告と併せて規則制定のご報告をするものであります。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> |
| 教育長 | <p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第4号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第4号は原案のとおり承認致しました。</p> |
| 【日程第5】 教育長 | <p>日程第5、報告第5号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p> |
| 教育部長 | <p>(提案の説明)</p> <p>ただ今、議題となりました報告第5号臨時代理等の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>当別町要保護児童対策地域協議会設置規則の一部を改正する規則制定に係る協議案についてであります。町長部局の組織改編に係る課名等の名称変更に伴う「要保護児童対策地域協議会」の構成機関・団体の名称変更等をするため、当別町要保護児童対策地域協議会設置規則の一部を改正する規則制定の一部を改正することについて臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。</p> <p>よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきまして、子ども未来課長から説明いたします。</p> |
| 教育長 子ども未来課長 | <p>子ども未来課長</p> <p>それでは私の方から詳細について説明いたします。</p> <p>議案書は11ページから14ページとなっております。また、改正内容につきましては、別冊5ページの新旧対照表をご高覧願います。</p> <p>この度の当別町要保護児童対策地域協議会設置規則の一部改正につきましては、児童虐待対策について支援や検討を行う協議会として関係機関の代表者で組織をします要保護児童対策地域協議会の委員の所属組織名</p> |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>称が役場組織改編に伴い変更となり、併せて一部組織団体名の名称の精査をしようとするものであります。</p> <p>今回の臨時代理につきましても、報告第4号と同様に前回教育委員会定例会後の役場組織改編であったことから、協議案につきましては、3月29日に臨時代理し、3月30日付けで規則改正となりましたのでご報告をするものであります。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> |
| 教育長 | <p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第5号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第5号は原案のとおり承認致しました。</p> |
| 【日程第6】 教育長 | <p>日程第6、報告第6号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p> |
| 教育部長 | <p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました報告第6号臨時代理等の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>当別町要保護児童対策地域協議会ケース検討会設置要綱の一部を改正する規則制定に係る協議案についてであります。町長部局の組織改編に係る課名等の名称変更に伴う「要保護児童対策地域協議会ケース検討会」の構成機関・団体の名称変更等をするため、当別町要保護児童対策地域協議会ケース検討会設置要綱の一部を改正する規則制定の一部を改正することについて、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。</p> <p>よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきまして、子ども未来課長から説明いたします。</p> |
| 教育長 子ども未来課長 | <p>子ども未来課長</p> <p>それでは私の方から詳細について説明いたします。</p> <p>議案書は15ページから18ページとなっております。また、改正内容につきましては、別冊6ページの新旧対照表をご高覧願います。</p> <p>当別町要保護児童対策地域協議会ケース検討会設置要綱につきましては、先に報告第5号で説明させていただきました各関係機関の代表者で組織しております当別町要保護児童対策地域協議会の下部組織として位置</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>づけられ児童虐待の個々のケースに対し対象となる子どもに関わりのある関係機関の実務担当者で組織をし、対策を講じる、いわゆる実働組織にかかる設置要綱であります。</p> <p>このたびの要綱改正におきましては、これまで教育と福祉部局で基本構成をされておりましたが、この度の役場組織改編に係る課名・係名の変更に伴う改正と併せまして、上部組織であります当別町要保護児童対策地域協議会との整合性を持たせて参集組織の範囲を同じくし、その中で個々のケースごとに関わりのある関係機関の実務担当者が参集し多様化する虐待対策を進めようとするものでございます。</p> <p>今回の臨時代理等の報告につきましても、報告第4号、5号と同様に前回教育委員会定例会後の役場組織改編であったことから、協議案につきましては、3月29日に臨時代理し、3月30日付けで訓令改正となりましたのでご報告をするものであります。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第6号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第6号は原案のとおり承認致しました。</p> |
| <p>【日程第7】 教育長</p> | <p>日程第7、報告第7号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p> |
| <p>教育部長</p> | <p>(提案の説明)</p> <p>ただ今、議題となりました報告第7号臨時代理の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>平成29年3月31日付け及び同年4月1日付け当別町教育委員会事務局職員の人事異動について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。</p> <p>なお、詳細につきましては、20頁から26頁に記載の「教育委員会事務局職員の人事異動調書」をご高覧いただきたいと思います。</p> <p>よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第7号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第7号は原案のとおり承認致しました。</p> |
| <p>【日程第8】</p> <p>教育長</p> | <p>日程第8、報告第8号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p> |
| <p>教育部長</p> | <p>(提案の説明)</p> <p>ただ今、議題となりました報告第8号臨時代理の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>平成29年3月31日付当別町教育支援委員会委員の解職について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。</p> <p>なお、詳細につきましては、28頁に記載の「当別町教育支援委員会委員」をご高覧いただきたいと思います。</p> <p>よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第8号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第8号は原案のとおり承認致しました。</p> |
| <p>【日程第9】</p> <p>教育長</p> | <p>日程第9、報告第9号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p> |
| <p>教育部長</p> | <p>(提案の説明)</p> <p>ただ今、議題となりました報告第9号臨時代理の報告につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>平成29年3月31日付け当別町要保護児童対策地域協議会委員の委嘱について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。</p> <p>なお、詳細につきましては、30頁から31頁までに記載の「当別町要保護児童対策地域協議会委員」をご高覧いただきたいと思います。</p> <p>よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。</p> |

| | |
|--|---|
| 教育長 | <p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、報告第9号は原案のとおり承認してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第9号は原案のとおり承認致しました。</p> |
| <p>【日程第10】</p> <p>教育長</p> | <p>日程第10、議案第1号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p> |
| 教育部長 | <p>(提案の説明)</p> <p>ただ今、議題となりました議案第1号当別町社会教育委員会委員の委嘱について、提案の説明を申し上げます。</p> <p>当別町社会教育委員会委員は、平成29年4月23日をもって任期満了となりますので、当別町社会教育委員会条例第2条及び第4条の規定に基づき、委員10名を委嘱するため、委員会の議決を得ようとするものであります。</p> <p>詳細につきましては、別冊の8頁に新旧委員を掲載しております。</p> <p>新委員には、難波校長を含め、3名の方が交代となり、新たに2年間「当別町社会教育委員会委員」を務めていただく予定でございます。</p> <p>よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> |
| <p>教育長</p> <p>白井委員</p> <p>社会教育課長</p> <p>武岡委員</p> | <p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。</p> <p>新しい委員に青年会議所の大塚委員が入っていますけれども、これは任期2年ですので大塚委員が2年ということでしょうか、それとも青年会議所として2年ということでしょうか。</p> <p>当別青年会議所の代表として任期2年間の委員推薦をお願いしましたところ、大塚氏を推薦いただきましたことから、今回新たな委員として選任をお願いするものでございます。任期中途において青年会議所の役員改選等に伴う辞職の申出がありましたら、それなりの対応を考えることとなります。</p> <p>当別町PTA連合会の区分が社会教育関係者から家庭教育活動者に変更となっているのですが、これは何か理由はあったのでしょうか。</p> |

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>社会教育課長</p> <p>小林委員</p> <p>教育長</p> | <p>当別町PTA連合会と当別町子ども会育成連合会については、従前の活動から社会教育、家庭教育のどちらの活動も行われている団体ということであり、今回家庭教育活動者の枠の拡充ということで、区分変更をさせていただいたところでございます。</p> <p>青年会議所が加わったことで社会教育委員の若返りが図られたと思います。今後も若返りや町の情勢等を鑑みながら人選していただければと思います。</p> <p>他になければ、質疑を打ち切り、議案第1号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第1号は原案のとおり決定致しました。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、議案第1号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第1号は原案のとおり決定致しました。</p> |
| <p>【日程第11】</p> <p>教育長</p> | <p>日程第11、議案第2号上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p> |
| <p>教育部長</p> | <p>（提案の説明）</p> <p>ただ今、議題となりました議案第2号当別町教育支援委員会委員の委嘱について、提案の説明を申し上げます。</p> <p>当別町教育支援委員会委員は、平成29年4月30日をもって任期満了となりますので、当別町教育支援委員会規則第4条及び第6条の規定に基づき、委員14名を委嘱するため、委員会の議決を得ようとするものであります。</p> <p>詳細につきましては、別冊の9頁に新旧委員を掲載しております。</p> <p>新委員には、欠員補充を含め、3名の方が交代となり、新たに2年間「当別町教育支援委員会委員」を務めていただく予定でございます。</p> <p>よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> |

| | |
|----------------------------------|--|
| 教育長 | <p>ただ今、提案説明がありました。何か、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、議案第2号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第2号は原案のとおり決定致しました。</p> |
| <p>【閉会の宣言】</p> <p>教育長</p> | <p>以上で、平成29年第5回当別町教育委員会定例会を閉会致します。</p> |
| 本庄教育長 | <p>引き続き、事務局から報告・連絡等をお願いします。</p> <p>◆管理課長より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度全国学力・学習状況調査について ○スクールバス運行の一般混乗について ○インフルエンザによる学年閉鎖について <p>◆社会教育課長より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放課後学習会(小学生)の開催について ○放課後学習会(中学生)の開催について <p>◆子ども未来課長より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもプレイハウス年間行事予定について ○子育て支援センター子育て講座年間予定について ○公用車物損事故について |
| 本庄教育長 | <p>次回の定例会の日程は、平成29年5月17日(水)午後2時から役場庁舎3階の中会議室で行いますので、宜しくお願いします。</p> <p>以上で、すべてを終了させていただきます。お疲れ様でした。</p> |

閉会 午後4時50分